

## 第39回定時株主総会資料

【電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項】

直前3事業年度の財産および損益の状況

主要な事業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

新株予約権等の状況

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

執行役の業務の適正を確保するための体制

監査委員会の職務執行のための体制

執行役の業務の適正を確保するための体制および監  
査委員会の職務執行のための体制の運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

計算書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

監査委員会の監査報告

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

## 株式会社スカラ

上記の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいた  
だいた株主様に対して交付する書面（交付書面）への記載を省略しておりま  
す。なお、本株主総会におきましては、株主の皆様へ交付書面を一律でお送り  
いたします。

## 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分		第36期 2022年6月期	第37期 2023年6月期	第38期 2024年6月期	第39期 (当連結会計年度) 2025年6月期
		IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益	(千円)	9,569,367	11,838,343	8,193,338	8,179,945
営業利益(△損失)	(千円)	△191,801	397,219	△1,448,468	751,766
税引前利益(△損失)	(千円)	△210,918	374,840	△1,466,043	724,634
親会社の所有者に帰属する 当期利益(△損失)	(千円)	△523,037	△218,577	△2,887,886	982,077
基本的1株当たり当期利益 (△損失)	(円)	△29.66	△12.62	△166.53	56.58
資産合計	(千円)	20,816,408	18,316,517	12,699,966	10,222,965
資本合計	(千円)	9,006,252	8,089,459	4,569,504	4,835,851
1株当たり親会社所有者帰 属持分	(円)	497.29	451.84	250.01	276.70

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益(△損失)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第37期において、㈱コネクトエージェンシーおよびジェイ・フェニックス・リサーチ㈱の事業を非継続事業に分類したため、第36期の売上収益、営業利益(△損失)および税引前利益(△損失)につきましては組替えて表示しております。
3. 第38期において、㈱フォーハンズ、㈱readytowork、㈱スポーツストーリーズ及び㈱ブロンコス20の事業を非継続事業に分類したため、第37期の売上収益、営業利益(△損失)および税引前利益(△損失)につきましては組替えて表示しております。
4. 第39期において、㈱Retool、㈱レオコネクト、㈱SCSV1号投資事業有限責任組合及び日本ペット少額短期保険㈱の事業を非継続事業に分類したため、第38期の売上収益、営業利益(△損失)および税引前利益(△損失)につきましては組替えて表示しております。

## 主要な事業所（2025年6月30日現在）

### 1. 当社

本社：東京都渋谷区

### 2. 重要な子会社および関連会社

株式会社スカラコミュニケーションズ（本 社）	東京都渋谷区
	（関西支社） 大阪府大阪市
株式会社スカラブレイス（本 社）	東京都千代田区
	（一宮事業所） 愛知県一宮市
株式会社スカラサービス	東京都渋谷区
株式会社アスリートプランニング（本 社） （注）1	東京都渋谷区
	（関西支社） 大阪府大阪市
	（東海支社） 愛知県名古屋市中区
株式会社ソーシャル・エックス	東京都渋谷区
株式会社エッグ	鳥取県米子市
株式会社GearEmake	東京都渋谷区

（注）1. 2025年7月1日付で、株式会社アスプラに商号変更しました。

2. 当社は、2024年12月27日付で、株式会社Retoolの全株式をテクミラホールディングス株式会社に売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
3. 株式会社レオコネクトは、2025年3月31日をもって清算終了したため、同社は当社の子会社ではなくなりました。
4. 当社は、2025年6月30日付で、日本ペット少額短期保険株式会社の全株式を株式会社ベイスィアグループ総研に売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

## 使用人の状況（2025年6月30日現在）

### 1. 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
DX事業	224（ 21）	72名減（ 13名減）
人材事業	92（ 2）	6名減（ 1名増）
EC事業	55（ 36）	1名増（ 1名増）
インキュベーション事業	11（ 2）	7名減（ 4名減）
その他	26（ 1）	37名減（ -）
合計	408（ 62）	121名減（ 15名減）

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 当連結会計年度中に、事業構造改革における人員削減等の合理化及び、日本ペット少額短期保険㈱の全株式を譲渡したため、使用人数が前連結会計年度末と比べて121名減少しております。

### 2. 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37(3)名	24名減（3名減）	40.1歳	7.22年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

借入先	借入額
㈱みずほ銀行	535百万円
㈱りそな銀行	463百万円
㈱山陰合同銀行	435百万円

## 株式の状況（2025年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 59,811,600株
2. 発行済株式の総数 17,761,859株（自己株式400,014株を含む）  
（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は8,400株増加しております。
3. 株主数 18,888名

### 4. 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	2,155,000	12.41
(株)クエスト	600,000	3.46
(株)IC	500,000	2.88
椰野 憲克	345,400	1.99
スカラ従業員持株会	311,700	1.80
(株)日本カストディ銀行（信託口）	216,300	1.25
島津 英樹	200,000	1.15
清見 征一	181,900	1.05
辰巳 佳央	171,900	0.99
鈴木 祥二	157,000	0.90

- （注） 1. 持株比率は自己株式（400,014株）を控除して計算しております。  
2. 当社は自己株式400,014株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 当事業年度に職務執行の対価として会社役員に交付した当社の株式の状況  
該当事項はありません。

## 新株予約権等の状況

### 1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第16回新株予約権	
発行決議日		2025年1月28日	
新株予約権の数		2,030個（注）1	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式203,000株 （新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり39,900円 （1株当たり399円）	
権利行使期間		2027年9月1日から 2035年1月28日まで	
行使の条件		（注）2	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	306個
		目的となる株式数	30,600株
		交付対象者数	30名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数	1,724個
		目的となる株式数	172,400株
		交付対象者数	226名

（注）1. 2025年6月30日現在において交付時より新株予約権の数が23個減少しておりますが、減少の理由は退職による減少であります。

（注）2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が開示する自2027年6月期至2029年6月期通期決算短信に記載されるNon-GAAP指標における営業利益の額が1,000百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準または決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2026年6月30日までの期間において、継続して、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員（契約社員を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

		第17回新株予約権	
発行決議日		2025年1月28日	
新株予約権の数		2,045個（注）3	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式204,500株 （新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり39,900円 （1株当たり399円）	
権利行使期間		2027年3月1日から 2035年1月28日まで	
行使の条件		（注）4	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	321個
		目的となる株式数	32,100株
		交付対象者数	31名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数	1,724個
		目的となる株式数	172,400株
		交付対象者数	226名

（注）3．2025年6月30日現在において交付時より新株予約権の数が23個減少しておりますが、減少の理由は退職による減少であります。

（注）4．新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が開示する自2026年6月期至2028年6月期通期決算短信に記載されるNon-GAAP指標における営業利益の額が700百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準または決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2025年6月30日までの期間において、継続して、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員（契約社員を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 3. その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 社外役員に関する事項

### (i) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	渡辺昇一	ライツ法律特許事務所 パートナー ㈱マツキヨココカラ&カンパニー 社外監査役	特別の関係はありません。
社外取締役	宇賀神哲	㈱JBAホールディングス 取締役 エスコンジャパンリート投資法人 監督役員 JBAHRソリューション㈱ 代表取締役 JBAファイナンシャルアドバイザー㈱ 代表取締役	特別の関係はありません。
社外取締役	川西拓人	のぞみ総合法律事務所 パートナー 楽天インシュアランスホールディングス㈱ 社外監査役 松井証券㈱ 社外取締役 (監査等委員) フレックスグループ㈱ 社外取締役	特別の関係はありません。

### (ii) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った業務の概要
社外取締役	渡辺昇一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また2024年9月24日までの指名委員在任中に開催された指名委員会2回の全てに、2024年9月24日までの報酬委員在任中に開催された報酬委員会2回の全てに、2024年9月24日就任以降に開催された監査委員会5回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、法務全般やコンプライアンスに関する助言および監督を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。監査委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	宇賀神哲	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また2024年9月24日就任以降に開催された指名委員会10回の全てに、2024年9月24日就任以降に開催された報酬委員会10回の全てに、当事業年度に開催された監査委員会7回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、監査を担っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。監査委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	川西拓人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また指名委員会12回の全て、報酬委員会12回の全て、2024年9月24日までの監査委員在任中に開催された監査委員会2回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、ガバナンスを担っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。

## 会計監査人の状況

### 1. 名称

太陽有限責任監査法人

### 2. 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 執行役の業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の執行役および従業員による職務執行の適正を確保するため、以下の体制を含む内部統制システムを整備しております。

### 1. 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役会を「取締役会規程」に則り定例開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止します。
- (ii) 取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とします。
- (iii) 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させます。
- (iv) 当社の監査委員会は、必要に応じて執行役のヒアリングを行うとともに、内部監査部門から内部監査結果の報告を受けます。

### 2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の執行役は、経営に関わる重要な会議の議事録および経営に関わる重要な意思決定にかかる記録などの文書管理に関して、経理規程内に定める「経理関係文書保存年限表」に基づき関連資料と共に記録・保管・管理します。当該規程による管理対象となる文書は、必要な時に検索および閲覧が容易な状態で保管します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規程等の制定、教育等を行うものとします。
- (ii) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図ります。
- (iii) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図ります。

### 4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社の取締役会は、法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要案件の意思決定は執行役に権限委譲する。執行役は、執行役会にてそれらの重要案件を審議の上、決議決定します。
- (ii) 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「組織管理規程」「職務権限規程」等において、執行役員、従業員のそれぞれ

れの職務および、その責任、執行手続きの詳細について明確化します。

- (iii) 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用します。

## 5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 内部監査部門を設置し、内部監査に関する規定に従って各部門の業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。
- (ii) 「コンプライアンス行動基準」を定め、従業員に周知・徹底させるとともに、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- (iii) コンプライアンスにかかる内部通報窓口を設置し、従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの観点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行います。

## 6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制  
経営管理については、統一した会計システムの導入等により一元管理体制の整備を目指すとともに、「関係会社管理規程」等に基づき、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行います。
- (ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制  
リスク管理に関しては、子会社において関連する社内規程等を制定、教育等を行うものとし、取締役会等の意思決定機関の審議を通じて、リスク発生の未然防止および発生した場合の的確な対応を行います。
- (iii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、原則として、子会社に取締役および監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進します。
- (iv) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 内部監査部門による子会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。
  - ② 「コンプライアンス行動基準」を定め、子会社に周知・徹底させるとともに、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

- ③ コンプライアンスにかかる内部通報窓口を設置し、従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの観点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行います。

## 監査委員会の職務執行のための体制

監査委員会の職務執行のため、以下の体制を整備しております。

- (i) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査委員会の職務を補助するための組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」といいます。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し、監査業務に必要な事項を指示することができます。
  - ② 監査委員会スタッフは、原則として、業務執行組織から独立し、監査委員会の事務に関する事項については、監査委員会の指揮命令に従います。
  - ③ 監査委員会スタッフの任命、人事異動、評価等その処遇については、事前に監査委員会の同意を必要とする。
  
- (ii) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人、並びに子会社の取締役等、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社の取締役、執行役および使用人、並びに子会社の取締役等、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項や信用を大きく失墜させるおそれのある事項、又は規程等に違反する行為を発見した場合、又は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、監査委員会に対して速やかに報告を行わなければならない。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人に対して報告を求めることができます。
  - ② 監査委員会に対して①に該当する報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
  
- (iii) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事

項、その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査委員に対して、必要に応じて外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保しており、監査委員が職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理します。
- ② 監査委員会は、情報収集、情報共有および課題認識の共有のために、代表執行役、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
- ③ 監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、執行役および使用人の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて執行役および使用人にその説明を求めることができます。

(iv) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

財務報告の適正性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表執行役社長の指示のもと、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保しております。

## 執行役の業務の適正を確保するための体制および監査委員会の職務執行のための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

### 1. 執行役会

原則として週1回以上開催し、当社又は子会社に関する個別の重要事項の他、年間の事業計画を審議しております。

執行役会で定期的実施される当社又は子会社の業務執行状況の報告を通じ、新たなリスクの発生可能性の把握に努めております。

### 2. 業績管理

当社および子会社の事業戦略・実行施策および財務数値の目標値を中期経営計画および年度予算として策定し、これらに基づいた業績管理を行っております。

### 3. コンプライアンスおよびリスク管理

法令遵守や情報セキュリティ、環境、災害、投資等の各種事業上のリスクへの対応について、規則・ガイドラインの整備をすすめ、適切な対応を図っております。

法律違反、ハラスメント等に関するコンプライアンス教育を当社の取締役、執行役および重要な子会社の取締役等並びに従業員に対し実施するとともに、「コンプライアンスおよび反社会勢力でないことの表明・確約書」を提出させております。

当社および子会社で共通の内部通報制度を設置・運用しております。

情報セキュリティ対策として、当社の取締役、執行役および重要な子会社の取締役等並びに従業員に対し年2回の教育を実施するとともに、機密情報の管理等について監査を実施しております。

### 4. 内部監査

当社および子会社の業務運営の状況把握・改善や法令遵守状況の確認および法令違反行為等の抑止のため、当社および子会社に対する内部監査を実施しています。

内部監査部門が実施した当社および子会社に対する内部監査の結果について、遅滞なく監査委員会に報告しております。

### 5. 監査委員会

常勤の監査委員を置き、執行役会等社内の重要な会議への出席等を通じた適時的確な情報の把握、他の委員との情報共有の推進を図っております。

監査委員会は、会計監査人、内部監査部門の監査計画について、事前に報告を受け、必要に応じて見直しを行う他、会計監査人、内部監査部門との間で適宜情報交換・意見交換を実施する等、緊密に連携しております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、当該買付行為が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否およびその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元を重要な経営方針として位置付け、安定的に配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、継続的に中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行っており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期につきましては、既に実施いたしました中間配当8.0円に、本株主総会議案に付議する期末配当8.5円を加えた年間16.5円の配当を行う予定でおります。

また、来期につきましては、その総還元額を、持続的な成長のための適正な内部留保の水準を鑑み、子会社等株式売却益等の特殊要因を除いた税引前利益の50%を目安とし、2026年6月期中間および2026年6月期末の配当を各8.5円、年間17円とする予定でおります。

## 連結財政状態計算書

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資産		負債	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,900,336	流動負債	3,397,381
現金及び現金同等物	4,586,809	営業債務及びその他の債務	554,139
営業債権及びその他の債権	734,481	社債及び借入金	2,017,364
棚卸資産	392,981	リース負債	270,670
未収法人所得税	5,082	未払法人所得税等	228,894
その他の流動資産	180,981	その他の流動負債	326,312
非流動資産	4,322,628	非流動負債	1,989,732
有形固定資産	298,045	社債及び借入金	1,021,000
使用権資産	1,161,311	リース負債	895,979
のれん	978,216	その他の非流動負債	72,752
無形資産	83,803	負債合計	5,387,113
その他の長期金融資産	1,071,227	<b>資本</b>	
繰延税金資産	725,551	親会社の所有者に帰属する持分	4,803,961
その他の非流動資産	4,472	資本金	1,794,904
		資本剰余金	529,472
		利益剰余金	2,621,910
		自己株式	△299,968
		その他の資本の構成要素	157,643
		非支配持分	31,890
		資本合計	4,835,851
資産合計	10,222,965	負債および資本合計	10,222,965

## 連結損益計算書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	8,179,945
売上原価	△4,227,512
売上総利益	3,952,433
販売費及び一般管理費	△3,401,343
その他の収益	206,391
その他の費用	△5,715
営業利益	751,766
金融収益	27,971
金融費用	△55,102
税引前利益	724,634
法人所得税費用	198,135
継続事業からの当期利益	922,769
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	61,554
当期利益	984,324
当期利益の帰属	
親会社の所有者	982,077
非支配持分	2,246
当期利益	984,324

## 連結持分変動計算書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合計		
2024年 7月1日残高	1,792,766	991,270	1,628,971	△299,966	225,454	4,338,496	231,007	4,569,504
当期利益			982,077			982,077	2,246	984,324
その他の包括利益					△68,386	△68,386		△68,386
当期包括利益合計	—	—	982,077	—	△68,386	913,691	2,246	915,938
配当金		△325,377	△138,880			△464,257		△464,257
自己株式の取得				△2		△2		△2
新株予約権の行使	2,137	2,137			△58	4,216		4,216
新株予約権の失効		743			△743	—		—
株式報酬取引					1,377	1,377		1,377
資本剰余金から利益剰余金への振替		△149,741	149,741			—		—
支配継続子会社に対する持分変動等		10,438				10,438	△220,481	△210,043
子会社の支配喪失に伴う変動						—	19,118	19,118
所有者との取引額合計	2,137	△461,798	10,860	△2	575	△448,227	△201,363	△649,590
2025年 6月30日残高	1,794,904	529,472	2,621,910	△299,968	157,643	4,803,961	31,890	4,835,851

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結計算書類の作成の基礎

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 10社
- ・主要な連結子会社の名称 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況 2 重要な子会社および関連会社の状況」に記載の通りであります。
- ・連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結子会社でありました(株)レオコネクト及びSCSV1号投資事業有限責任組合は清算したため、(株)Retool及び日本ペット少額短期保険(株)は全株式の譲渡が完了したため、連結の範囲から除いております。

#### 3. 持分法の適用に関する事項

##### 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・会社等の名称 SCALA ACE COMPANY LIMITED

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結会計年度の末日と一致しております。

## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 金融商品

#### ① 金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

##### (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

##### (a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

##### (b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当連結会計年度の純損益として認識しております。

### (iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

### (iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報の他、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情

報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

## ② 金融負債

### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、すべて、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

#### (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

#### (b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当連結会計年度の純損益として認識しております。

### (iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された

債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

### ③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

## (2) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の減価償却は、各資産の取得原価を残存価額までそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で配分することにより算定しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・建物及び構築物 5～15年
- ・器具及び備品 2～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (3) のれん

のれんは、支配獲得時の公正価値で測定された移転対価、支配獲得時の公正価値で再測定された既保有持分、及び被取得企業の非支配持分の合計から、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の支配獲得時の公正価値の純額を差し引いた残額により認識しております。非支配持分は、企業結合ごとに、公正価値又は被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定しております。この対価の総額が被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を下回る場合、その差額は純損益として認識しております。

当初認識後、のれんの償却は行わず、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

## (4) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を

除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識しております。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・ ソフトウェア 2～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

また、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

#### (5) リース

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

当社グループは、リース又は契約にリースが含まれていると判定したリース契約の開始時に使用権資産とリース負債を認識しております。リース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。

使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。使用権資産は、リース期間にわたり主として定額法により減価償却を行っております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

なお、当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産リースについて、IFRS第16号の免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。これらのリースに関連したリース料を、リース期間にわたり主として定額法により費用として認識しております。

#### (6) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しております。棚卸資産の原価は、商品及び製品は総平均法、仕掛品は個別法に基づいて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額としております。

#### (7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、毎期、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。

のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れております。

## (8) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定の債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所等の原状回復費用見込額を計上しております。

## (9) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益を除く顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

### ・DX事業

IT/AI/IoTを用いたDXを推進し、新規事業、新規サービスの創出や、既存事業を再定義し、再成長を加速するというテーマの中で、国内外のDXを推進するために各業界、関連技術に精通したパートナーとの協業を積極的に進めております。

また、顧客ニーズに柔軟かつスピーディーに対応し、IT（Web、電話、FAX、SMS関連技術）/AI/IoT技術を活用したSaaS/ASPサービスを提供しております。

一時については、サービスの導入及びカスタマイズ等にかかる開発等のサービスであり、義務の履行により資産が創出され又は増価することから、原則履行義務の充足に応じ一定期間にわたり収益を認識しております。

月額については、保守運用サービス等であり、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されるものであり、当該履行義務が充足される契約期間にわたり月次で均等額を収益として認識しております。

従量制については、利用従量に基づき課金するサービスであり、顧客のサービス利用により履行義務が充足したと判断し、月次で利用従量を収益として認識しております。

### ・人材事業

体育会系人材を中心とした新卒・中途採用支援及び学生向けキャリア教育事

業を行っております。

人材紹介については、紹介者の入社をもって顧客から紹介料を得ております。当該履行義務は、紹介者の入社時に顧客との履行義務が充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

また、新卒社員の採用を希望する顧客に対して、当社が運営する新卒者への採用セミナー等のイベントへの参加等により顧客の採用活動を支援することで、顧客よりイベント出店料を得ています。当該サービスは、イベントの開催をもって顧客への履行義務が充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

#### ・ EC事業

対戦型ゲームのトレーディングカードゲーム(TCG)の買取と販売及び攻略サイトの機能を備えたリユースECサイト「カードショップ - 遊々亭 -」を運営しております。

トレーディングカード売買においては、顧客への商品の引き渡し時に履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

#### ・ インキュベーション事業

M&Aや他企業とのアライアンスの他、全国自治体と連携した民間企業と新規事業開発、事業投資に関連するバリューアップ及びエンゲージメントを行っております。

新規事業開発にかかるサービス等については、サービス履行時に履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

### (10) 売却目的で保有する資産及び非継続事業

#### ① 売却目的で保有する資産

継続的使用ではなく主に売却により回収が見込まれる資産又は資産グループのうち、売却計画の実行を確約しており、1年以内で売却する可能性が高く、かつ現在の状態で即時に売却可能なものを、売却目的で保有する資産又は処分グループに分類しております。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された後は減価償却又は償却を行いません。

#### ② 非継続事業

当社グループでは、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成単位で、次のいずれかに該当するものは非継続事業として認識し

ております。

- ・独立の主要な事業分野又は営業地域を表す。
- ・独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部である。
- ・転売のみを目的に取得した子会社である。

非継続事業の税引後損益及び非継続事業を構成する処分グループを処分したことにより認識した税引後の利得又は損失は、連結損益計算書において、継続事業とは区分して非継続事業からの当期損益として表示し、過去の期間に係る開示もこれに従って修正再表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。ただし、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの改定は、見積りが改定された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

### 1. 有形固定資産、のれん及び無形資産の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	298,045千円
使用権資産	1,161,311千円
のれん	978,216千円
無形資産	83,803千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項(7)非金融資産の減損」に記載の通り、上記(1)の各資産を含む非金融資産については、各報告期間の末日現在に、資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しております。なお、のれんについては、每期一定の時期に減損テストを実施しています。

当社グループにおいては、上記(1)の各資産が属する資金生成単位に減損の兆候

を識別しており、減損テストの実施にあたり、資金生成単位における回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方により測定しております。このうち使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、事業計画が対象とする期間後は、将来の不確実性を考慮した成長率を見積っております。

使用価値の見積りにおける重要な仮定は、事業計画における将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率であり、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。また、事業計画には、主として契約獲得数や市場の成長率等に関する経営者の重要な判断等が含まれます。これらの予測は、高い不確実性を伴い、使用価値の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 使用権資産のリース期間

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

使用権資産	1,161,311千円
リース負債（流動）	270,670千円
リース負債（非流動）	895,979千円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、リース期間について、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。具体的には、リース期間を延長または解約するオプションの有無及び行使の可能性、解約違約金の有無等を考慮の上、リース期間を見積っております。

これらの予測は、将来の経済条件の変動や契約更新時の交渉の結果等の高い不確実性を伴い、使用権資産のリース期間の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	725,551千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画に基づく課税所得を基礎として見積っておりますが、事業計画に含まれる将来予測は不確実性を伴い、経営者の見積りや判断に大きく依存しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結財政状態計算書に関する注記

### 1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 521,567千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 2. コミットメント契約

当社グループは、効率的な運転資金の調達のため、取引銀行1行とコミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメント契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。

コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	1,600,000千円

## 連結損益計算書に関する注記

その他収益の主な内訳は次の通りです。

事業整理益	189,849千円
受取賃貸料	5,194千円
その他	11,347千円
計	206,391千円

## 連結持分変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,761,859株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月24日 定時株主総会	普通株式	325,377	18.75	2024年6月30日	2024年9月25日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	138,880	8.00	2024年12月31日	2025年2月18日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	147,575	8.50	2025年6月30日	2025年9月26日

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 43,500株

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解

当社グループは、売上収益を主要なサービス別に分解しております。分解した収益と報告セグメントの関係は、次の通りであります。

連結子会社であった(株)Retool及び(株)レオコネクト(DX事業)、SCSV1号投資事業有限責任組合(インキュベーション事業)は、それぞれ当連結会計年度のDX事業及びインキュベーション事業のセグメント情報から控除しております。

なお、連結子会社である日本ペット少額保険(株)の全株式を売却したことに伴い、当連結会計年度より「金融事業」を非継続事業に分類し報告セグメントより除いております。

(単位：千円)

報告セグメント	サービス	金額
DX事業	一時	945,250
	月額	2,709,480
	従量制	961,495
	小計	4,616,226
人材事業	-	1,011,757
EC事業	-	2,277,988
インキュベーション事業	-	273,163
その他	-	810
合計		8,179,945

上記の各事業における収益は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項(9)収益」に従って履行義務を充足しており、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## 2. 契約残高

当連結会計年度末における顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、次の通りであります。

顧客との契約から生じた債権	699,043千円
契約負債	146,343千円

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高はすべて、当連結会計年度の収益として認識しております。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## 3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 4. 契約コストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行にかかるコストはありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、親会社所有者帰属持分当期利益率及び基本的1株当たり当期利益であります。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

#### (2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。なお、当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

### (3) 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の取引先又はその取引先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れ、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

当社グループでは、営業債権と営業債権以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。

いずれの金融資産においても、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申立てられる場合に債務不履行と判断し、信用減損金融資産として取り扱っております。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年6月30日における帳簿価額と公正価値は、次の通りであります。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
(1) 現金及び現金同等物	4,586,809	4,586,809
(2) 営業債権及びその他の債権	734,481	734,481
(3) その他の長期金融資産	1,071,227	1,061,470
資産計	6,392,518	6,382,761
(1) 営業債務及びその他の債務	554,139	554,139
(2) 社債及び借入金	3,038,364	3,044,198
負債計	3,592,504	3,598,337

(注) 金融商品の公正価値の算定方法は以下の通りであります。なお、ヒエラルキーレベルの定義については、「3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項」に記載しております。

### 資産

- (1) 現金及び現金同等物、(2) 営業債権及びその他の債権

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、

当該帳簿価額によっております。

(3) その他の長期金融資産

市場性がある有価証券の公正価値は、市場価格を用いて見積っており、レベル1に分類しております。市場性のない有価証券の公正価値は、類似の有価証券の市場価格及びその他の関連情報に基づく適切な方法により見積っており、レベル3に分類しております。

負債

(1) 営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債及び借入金

短期借入金の公正価値については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

社債及び長期借入金の公正価値は、新たに同一残存期間の借入と同様の条件の下で行う場合に適用される利率と、将来の見積りキャッシュ・フローを基礎に割引現在価値法等により算定しており、レベル2に分類しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、以下の3つのレベルに区分しております。

レベル1：活発な市場における同一資産または負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接的または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下の通りであります。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各連結会計年度末において認識しております。なお、当連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の振替はありません。

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	千円	千円	千円	千円
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	19,620	-	-	19,620
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	629,844	-	166,210	796,054
合計	649,464	-	166,210	815,674

レベル 3 に分類された金融商品の当期首から当期末までの変動は、以下の通りであります。

	金額
	千円
期首残高	300,971
購入	300
その他の包括利益	△128,835
その他	△6,225
期末残高	166,210

レベル 3 に分類した非上場株式は、主に類似企業比較法に基づく評価モデルにより、公正価値を測定しております。この評価モデルにおいて、株価倍率等の観察可能でないインプットを用いるため、レベル 3 に分類しております。公正価値の測定には、類似企業に応じて1.4倍～4.0倍の株価倍率等を使用しております。

## 非継続事業に関する注記

### 1. 非継続事業の概要

当連結会計年度において、連結子会社である(株)Retool及び日本ペット少額短期保険(株)の全株式を譲渡し、(株)レオコネクト及びSCSV 1 号投資事業有限責任組合の清算を完了しております。

なお、本株式譲渡に伴う譲渡損益等は非継続事業からの当期利益（損失）に計上しております。

## 2. 株式譲渡の概要

### (1) ㈱Retool

含まれていたセグメントの名称	DX事業
異動前の所有株式数	3,330,000株 (議決権所有割合：66.6%)
譲渡株式数	3,330,000株
異動後の保有株式数	0株 (議決権所有割合：0%)

### (2) 日本ペット少額短期保険㈱

含まれていたセグメントの名称	金融事業
異動前の所有株式数	109,444株 (議決権所有割合：100.0%)
譲渡株式数	109,444株
異動後の保有株式数	0株 (議決権所有割合：0%)

## 3. 非継続事業の損益

(単位：千円)

	金額
収益	1,943,830
費用	1,802,055
非継続事業からの税引前利益	141,775
法人所得税費用	△80,220
非継続事業からの当期利益	61,554

## 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	276円70銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	52円14銭
非継続事業	4円44銭
計	56円58銭

## 重要な後発事象に関する注記

### 資本準備金及び利益準備金の額の減少

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年9月25日開催予定の当社第39回定時株主総会に資本準備金及び利益準備金の額の減少を付議することにつき決議しました。

#### (1) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元を含む資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

#### (2) 資本準備金及び利益準備金の額の減少方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金を減少し、全額をその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

#### (3) 減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金 34,675千円のうち、34,675千円（全額）

利益準備金 13,888千円のうち、13,888千円（全額）

#### (4) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 2025年8月14日

定時株主総会決議日 2025年9月25日（予定）

債権者異議申述公告日 2025年9月26日（予定）

債権者異議申述最終日 2025年10月27日（予定）

効力発生日 2025年10月28日（予定）



# 損 益 計 算 書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,256,116
営業費用		1,043,280
営業利益		212,835
営業外収益		
受取利息	6,673	
受取配当金	23,482	
その他	9,644	39,800
営業外費用		
支払利息	41,983	
投資事業組合運用損	5,903	
その他	871	48,758
経常利益		203,877
特別利益		
投資有価証券売却益	3,769	
関係会社株式売却益	278,404	
関係会社清算益	1,476	
新株予約権戻入益	743	284,394
特別損失		
投資有価証券評価損	19,991	
関係会社株式売却損	109,184	
関係会社株式評価損	3,499	
関係会社清算損	35,483	168,159
税引前当期純利益		320,112
法人税、住民税及び事業税	△158,752	
法人税等調整額	37,256	△121,495
当期純利益		441,608

## 株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,792,766	4,886	1,376,249	1,381,136	64,587	△214,329	△149,741	△299,966
当期変動額								
当期純利益						441,608	441,608	
剰余金の配当			△325,377	△325,377		△138,880	△138,880	
剰余金の配当に伴う積み立て		32,537	△32,537	—	13,888	△13,888	—	
準備金から剰余金への振替		△4,886	4,886	—	△64,587	64,587	—	
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替			△149,741	△149,741		149,741	149,741	
新株予約権の行使	2,137	2,137		2,137				
自己株式の取得								△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	2,137	29,789	△502,770	△472,980	△50,699	503,169	452,469	△2
当期末残高	1,794,904	34,675	873,479	908,155	13,888	288,839	302,727	△299,968

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	2,724,194	200,820	200,820	1,106	2,926,121
当期変動額					
当期純利益	441,608				441,608
剰余金の配当	△464,257				△464,257
剰余金の配当に伴う積み立て	—				—
準備金から剰余金への振替	—				—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	—				—
新株予約権の行使	4,275				4,275
自己株式の取得	△2				△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	27,985	27,985	△615	27,369
当期変動額合計	△18,376	27,985	27,985	△615	8,992
当期末残高	2,705,818	228,805	228,805	490	2,935,114

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法  
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。  
建物：5～13年  
工具、器具及び備品：2～13年
- (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア  
社内における見込利用可能期間（3～6年）に基づく定額法

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）を適用しており、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

当社は、主として持株会社として、主要な事業会社への経営管理及びこれに付帯する業務を行っており、当社の主要な事業会社を顧客としております。経営管理に関する契約については、当社の主要な事業会社に対し、経営の管理・指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

## 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針による計算書類への影響は軽微であります。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上したものであって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次の通りであります。

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2,166,034千円
関係会社株式評価損	3,499千円
関係会社短期貸付金	16,279千円
関係会社長期貸付金	45,000千円
投資有価証券（非上場株式等）	28,329千円
投資有価証券評価損	19,991千円

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式及び投資有価証券（非上場株式等）は市場価格のない株式であり、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は損失として計上しております。

また、関係会社に対する融資については、事業計画、財政状態を基礎として回収可能性を判断し、回収不能と見込んだ金額を貸倒引当金として計上しております。

なお、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合や、予算等の見積りの前提が変化した場合には、関係会社株式の評価や貸倒引当金繰入額に対し、追加引当又は取崩しが必要となる可能性があります。

### 貸借対照表に関する注記

#### 1. 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	296,820千円
長期金銭債権	45,000千円
短期金銭債務	28,746千円

#### 2. コミットメント契約

当社は、効率的な運転資金の調達のため、取引銀行1行とコミットメント契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメント契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。

コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	1,600,000千円

### 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

営業収益	1,142,502千円
営業費用	133,506千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	3,897千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	400,014株
------	----------

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	17,840千円
減価償却費	35,478千円
未払事業税	1,391千円
賞与引当金	4,409千円
関係会社株式評価損	51,604千円
関係会社貸倒引当金	12,722千円
譲渡制限付株式報酬	10,175千円
繰越欠損金	618,298千円
その他	36,713千円
繰延税金資産小計	788,633千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△549,775千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△159,641千円
評価性引当額	△709,416千円
繰延税金資産合計	79,216千円
繰延税金負債	
関係会社株式簿価差額	△27,844千円
その他有価証券評価差額金	△100,980千円
繰延税金負債合計	△128,824千円
繰延税金負債の純額	△49,607千円

### 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率の変更による影響は軽微です。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
株式会社カラムコミュニケーションズ	直接 100.0	経営管理業務の受託 事務所転貸 役員の兼任 配当金の受取	経営管理業務の受託 配当金の受取	163,512 300,191	未収入金	157,030
株式会社カラプレイス	直接 100.0	経営管理業務の受託 役員の兼任 配当金の受取	配当金の受取	230,000	-	-
株式会社スリートプランニング	直接 100.0	経営管理業務の受託 事務所転貸 役員の兼任 配当金の受取	配当金の受取	180,000	-	-
日本ペット少額短期保険㈱	直接 100.0	経営管理業務の受託 事務所転貸 役員の兼任	増資の引受	387,505	-	-

- (注) 1. 上記の金額の内、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
- ・ 経営管理業務の受託  
子会社の人員規模等を参考に決定しております。
  - ・ 資金の貸付の金利  
市場金利を勘案して合理的に決定しており、期間はその都度交渉の上、決定しております。なお、担保の受入はしておりません。
3. 日本ペット少額短期保険㈱が行った増資を引受けたものであります。なお、当社が保有する全株式は2025年6月30日付で譲渡しており、取引金額は関連当事者であった期間の取引額を記載しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の記載をしているため、注記を省略していません。

### 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 169円03銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 25円44銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

### 資本準備金及び利益準備金の額の減少

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年9月25日開催予定の当社第39回定時株主総会に資本準備金及び利益準備金の額の減少を付議することにつき決議しました。

#### (1) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元を含む資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

#### (2) 資本準備金及び利益準備金の額の減少方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金を減少し、全額をその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

#### (3) 減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金 34,675千円のうち、34,675千円（全額）

利益準備金 13,888千円のうち、13,888千円（全額）

#### (4) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 取締役会決議日    | 2025年8月14日      |
| ② 定時株主総会決議日  | 2025年9月25日（予定）  |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2025年9月26日（予定）  |
| ④ 債権者異議申述最終日 | 2025年10月27日（予定） |
| ⑤ 効力発生日      | 2025年10月28日（予定） |

## 独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

株式会社スカラ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 憲一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スカラの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社スカラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

株式会社スカラ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 憲一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 興市郎

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スカラの2024年7月1日から2025年6月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 計算書類に係る会計監査報告

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第39期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月21日

株式会社スカラ 監査委員会

監査委員 相田 武夫 ㊟

監査委員 渡辺 昇一 ㊟

監査委員 宇賀 神哲 ㊟

(注) 監査委員渡辺昇一及び宇賀神哲は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上